

岩手県告示第513号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

令和3年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年9月6日(月)から同月30日(木)まで
- (2) 場所 岩手県農業研究センター畜産研究所 滝沢市砂込737番地1

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 8人

4 受講手続等

- (1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）第6条に規定する書類を、令和3年7月30日(金)までに最寄りの広域振興局の農政担当部又は農林振興センターに提出すること。
- (2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い当該希望者に受講の諾否を通知する。
- (3) 受講料 45,000円 支払方法については、受講の諾否とともに通知する。

5 その他

本講習会は、牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している岩手県内在住者を対象とする。詳細については、農林水産部畜産課又は最寄りの広域振興局の農政担当部若しくは農林振興センターに問い合わせること。